

損害賠償の額の決定について

1 提案理由

水道事業における給水管の水道メーターとの不適合により生じた水道料金の過誤徴収について、損害賠償の額を定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 損害の概要

鴨川市太海浜 24 番地の 1 有限会社そとぼう観光ホテル（平成 22 年 12 月 1 日、同番地 株式会社そとぼうに商号変更し、移行）が同所 24 番地 1 外に所有する旅館に係る給水装置について、昭和 57 年 9 月又は 10 月（日不詳）に同法人の申込みにより水道メーターを口径 25 ミリメートルから口径 50 ミリメートルに変更した際、給水管を口径 30 ミリメートルから口径 50 ミリメートルに変更するなどし水道メーターの口径と適合させるべきところ、これを行わず、昭和 58 年 12 月 3 日から昭和 59 年 1 月 30 日までに当該給水装置を含む区域において実施した配水管布設替工事の際、給水管を口径 25 ミリメートルに変更し、この状態が平成 26 年 3 月 26 日まで継続したことにより、昭和 57 年 10 月から平成 26 年 3 月までの分の水道料金のうちの基本料金を過誤徴収し、同法人に損害を与えたもの。

(2) 損害賠償の相手方

鴨川市太海浜 24 番地の 1
株式会社そとぼう
代表取締役 吉村 敦広

(3) 損害賠償の期間

平成 6 年 3 月から平成 26 年 3 月まで（この期間前の期間の損害賠償の請求権は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 724 条の規定により、時効によって消滅）

(4) 損害額 6,311,846 円

（内訳）水道料金のうちの基本料金の過誤徴収金額相当額 3,991,804 円

上記に係る遅延損害金額 2,320,042 円

(5) 過失割合 市 100%